

# JIS

建築電気設備—  
第 7-717 部：特殊設備又は特殊場所に関する  
要求事項—移動形又は運搬可能形ユニット

JIS C 0364-7-717 : 2008  
(IEC 60364-7-717 : 2001)  
(IEIEJ/JSA)

平成 20 年 3 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小 田 哲 治	東京大学
(委員)	池 田 久 利	IEC/SB1 委員 (株式会社東芝 電力・社会システム社)
	石 塚 昶 雄	社団法人日本原子力産業協会
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	香 川 利 春	東京工業大学
	亀 田 実	社団法人日本電線工業会
	近 藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	坂 下 栄 二	IEC/ACOS 委員 (技術協力安全センター)
	佐々木 喜 七	財団法人日本電子部品信頼性センター
	佐 藤 政 博	財団法人電気安全環境研究所
	島 田 敏 男	社団法人電気学会
	高 橋 健 彦	関東学院大学
	千 葉 信 昭	社団法人電池工業会 (東芝電池株式会社)
	恒 川 真 一	社団法人日本電球工業会 (東芝ライテック株式会社)
	椿 広 計	筑波大学
	徳 田 正 満	武蔵工業大学
	中 村 禎 之	社団法人日本電機工業会
	能 見 和 司	電気事業連合会
	飛 田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟
	福 田 和 典	社団法人日本配線器具工業会 (東芝ライテック株式会社 電材照明社)
(専門委員)	安 藤 栄 倫	財団法人日本規格協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 20.3.20

官 報 公 示：平成 20.3.21

原 案 作 成 者：社団法人電気設備学会

(〒113-0033 東京都文京区本郷 1-12-5 関電工水道橋ビル TEL 03-5805-3375)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 小田 哲治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
700.1 概要	1
717 移動形又は運搬可能形ユニット	1
717.1 適用範囲	1
717.2 引用規格	2
717.3 一般特性の評価	3
717.31 目的, 電源及び構成	3
717.312 配電系統の種類	3
717.313 電源	3
717.4 安全保護	3
717.41 感電保護	3
717.412 直接接触保護	3
717.413 間接接触保護	4
717.473 過電流保護手段	5
717.5 電気機器の選定及び施工	5
717.51 共通事項	5
717.514 識別	5
717.52 配線設備	5
717.55 その他の機器	5
附属書 JA (参考) JIS C 0364, JIS C 60364 の番号体系及び部構成	13
解 説	16

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人電気設備学会(IEIEJ)及び財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

**JIS C 0364**、**JIS C 60364** の規格群には、**附属書 JA** に示す部構成がある。

## 建築電気設備—

第 7-717 部：特殊設備又は特殊場所に関する  
要求事項—移動形又は運搬可能形ユニット

Electrical installations of buildings—Part 7-717: Requirements for special  
installations or locations—Mobile or transportable units

## 序文

この規格は、2001年に第1版として発行された IEC 60364-7-717 を基に、技術的内容及び対応国際規格の構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

## 700.1 概要

JIS C 0364-7 のこの部の要求事項は、JIS C 60364 の他の部の一般要求事項を補足し、修正し又は置き換える。

箇条番号の付け方は、JIS C 60364-1 の様式（表 A.1 及び表 A.2）及び対応する国際規格に従っている。第 7-717 部の固有番号である 717 に続く番号は、JIS C 60364 の対応する部又は箇条の番号である。

部又は箇条がないときは、JIS C 60364 の規格群のうち次の規格に規定する一般要求事項が適用できることを意味している。

JIS C 60364-1:2006 (IEC 60364-1:2001), JIS C 60364-4-41:2006 (IEC 60364-4-41:2001),

JIS C 60364-4-43:2006 (IEC 60364-4-43:2001), JIS C 60364-5-51:2006 (IEC 60364-5-51:2001),

JIS C 60364-5-52:2006 (IEC 60364-5-52:2001), JIS C 60364-5-55:2006 (IEC 60364-5-55:2002)

## 717 移動形又は運搬可能形ユニット

## 717.1 適用範囲

この節の特別要求事項は、移動形又は運搬可能形ユニットについて規定する。

この規格で用いる用語“ユニット”は、電気設備のすべて又は一部分を含む乗り物及び／若しくは移動形、又は運搬可能形の構造物を意味する。

ユニットとは、次のいずれかである。

- 移動形、例えば、乗り物（自走式又はけん引式）
- 運搬可能形、例えば、ベースフレームに置いたコンテナ又は小屋

ここで意図する使用例には、放送、医療、広告、消防、作業場などがある。

二つ以上のユニットは、電氣的に互いに接続してもよい。

この要求事項は、次のものには適用しない。

- 発電設備